

国土交通省告示第百号

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第二項第二号ロの規定に基づき、同号イに掲げる者と同号以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

なお、建設業法施行令第三十六条第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同号以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九十七号)は、廃止する。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同号以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同号以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者であつて、建設業法施行令第三十七条第二項第二号イ(1)若しくは(2)又は次号イからウまでのいずれかに該当するもの

Table with 2 columns: 種目 (Category) and 資格要件 (Requirements). Categories include 土木施工管理, 電気工事施工管理, 管工事施工管理, 電気通信工事施工管理. Requirements list specific technical departments and examination subjects like '技術士法による第二次試験'.

造園施工管理

技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る)、森林部門(選択科目を「林業」とするものに限る)とし、建設部門に係るもの、農業農村工学、林業、森林土木とすることを定める。...

二 受検しようとする第二次検定と種目を同じくする二級の第一次検定に合格した者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)を卒業した後受検しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別。以下同じ。)に関し一年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号。以下「規則」という。)第二条に定める学科を修めたもの

ロ 学校教育法による大学を卒業した後受検しようとする種目に關し一年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

ハ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に關し一年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたものうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。)第三条に規定する高度専門士を称するもの

ニ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に關し一年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの

ホ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。以下同じ。)受検しようとする種目に關し二年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ヘ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した後受検しようとする種目に關し三年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

ト 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に關し二年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたものうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

チ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に關し三年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

リ 旧専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令第四十六号)による検定で規則第二条に定める学科に關するものに合格した後受検しようとする種目に關し二年以上の実務経験を有する者

又 旧専門学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に關するものに合格した後受検しようとする種目に關し三年以上の実務経験を有する者

ル 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に關し四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

ヲ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受験しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ワ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受験しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

カ 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校の尋常科、旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校本科、旧師範教育令(昭和十八年勅令第九十九号)による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受験しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有するもの

ヨ 旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受験しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者

タ 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受験しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有する者

レ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)による試験、旧大学入學資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)による検定、旧専門学校入學者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)による検定又は旧高等学校高等科入學資格試験規程(大正八年文部省令第九号)による試験に合格した者であつて、受験しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有するもの

ソ 受験しようとする種目が建築施工管理であり、かつ、受験しようとする種別が躯体である場合においては、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定のうち検定職種を一級の鉄工(選択科目を「構造物鉄工作业」とするものに限る。以下同じ。)、及び、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工(選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに限る。以下同じ。)、若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した者、検定職種を二級の鉄工、及び、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した者であつて、同種別に関し四年以上の実務経験を有するもの又は検定職種をエーエルシーパネル施工とするものに合格した者

ツ 受験しようとする種目が建築施工管理であり、かつ、受験しようとする種別が仕上げである場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金(選択科目を「内外装板金作業」とするものに限る。以下同じ。)、石材施工(選択科目を「石張り作業」とするものに限る。以下同じ。)、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工(選択科目を「プラスチック系床仕上げ工事作業」、「カーペット系床仕上げ工事作業」、「鋼製下地工事作業」又は「ボード仕上げ工事作業」とするものに限る。以下同じ。)、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装(選択科目を「壁装作業」とするものに限る。以下同じ。)、若しくは塗装(選択科目を「建築塗装作業」とするものに限る。以下同じ。))とするものに合格した者、検定職種を二級の建築板金、石材施工、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装又は塗装とするものに合格した者であつて、同種別に関し四年以上の実務経験を有するもの又は検定職種をれんが積みとするものに合格した者

ネ 受験しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気工事士法(昭和三十三年法律第三十九号)による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた者であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有するもの

ナ 受験しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者(同法附則第七項の規定により同法の第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者とみなされた者を含む。)であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有するもの

ウ 受験しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするもの(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。))に合格した者又は検定職種を二級の配管とするものに合格した者であつて、同種目に関し四年以上の実務経験を有するもの

ム 受験しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合においては、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有する者

エ 受験しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者又は検定職種を二級の造園とするものに合格した者であつて、同種目に関し四年以上の実務経験を有するもの

オ その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附則

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第八十号。以下同じ。))の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄工、及び、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、型枠施工、鉄筋施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格した者(同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する省令(昭和六十二年政令第二百四十八号)による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立てとするものに合格した者を含む。))は、第二号ソに定める者とみなす。

3 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を建築板金、石材施工、建築大工、左官、れんが積み、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装又は塗装とするものに合格した者(同法による技能検定のうち検定職種を職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する省令(昭和六十一年政令第十九号)による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工(選択科目を「石張り作業」とするものに限る。)、床仕上げ施工又は天井仕上げ施工とするものに合格した者を含む。))は、第二号ツに定める者とみなす。

4 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を配管とするものに合格した者(同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する省令(昭和四十八年政令第九十八号)による改正前の職業訓練法施行令による空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者、職業訓練法施行令の一部を改正する省令(昭和四十五年政令第二百六十五号)による改正前の職業訓練法施行令による配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和三十三年法律第三十三号)による技能検定のうち検定職種を配管工とするものに合格した者を含む。))は、第二号ウに定める者とみなす。

5 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を造園とするものに合格した者は、第二号エに定める者とみなす。

6 技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行前に技術士法第四条第一項の規定による第二次試験(以下「第二次試験」という。))のうち技術部門の選択科目を次の表の上欄に掲げるものとするものに合格した者に対するこの告示の適用については、それぞれ第二次試験のうち技術部門の選択科目を同表の下欄に掲げるものとするものに合格した者とみなす。

林業	熱工学	農業土木	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前の第二次試験の選択科目
林業・林産	熱・動力エネルギー機器	農業農村工学	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行後の第二次試験の選択科目
	流体機器		